

起債の目的

元記の通り起債するものとする

記

一 起債金額

一金 壹百八拾萬圓也

一 起債の目的

三朝中學校屋内外修繕場新築工事に充てるため

一 借入先

郵政省簡易保険局

一 借入利率

年八分以内

一 借入時期

昭和二十八年年度但し工事又修政の都合により起債の全部を翌年度にありて繰越し借入れることができる

一 償還方法

昭和二十九年年度より年一括償還し爾後十三年以内に毎年二

回元利は返済均等償還より償還するものとす

但し即ち敷地の都合により繰上償還し又は償還年限を

短縮せしめししくは後利償還の借換によるものとす

町税より一収戻入

一 償還財源

昭和二十九年三月三日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和二十九年三月十八日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉三

